

# 子ども・子育て支援新制度において 市が条例等で定める基準について

新制度では、施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国の定める基準を踏まえ、各市が条例により定め、それに基づいて認可・確認を行うことになっています。

## 1 「認可」と「確認」

施設型給付や地域型保育給付を受けるためには、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

認可	職員配置や面積など、施設・事業が目的にあった基準を満たしているかどうか
確認	利用定員や情報公開など基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格かどうか

## 2 市が条例で定める必要のある基準

### ○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）

原則3歳未満の保育を必要とする子どもを対象に行われる以下の4事業に対し、市が認可する際に用いる判断基準です。

- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

### ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）

認可を受けた施設・事業者の中から、市が給付の対象となる施設・事業者を確認する際に用いる判断基準です。

### ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

児童福祉法の改正により、省令で定める基準をもとに、市が条例で基準を定めることになりました。

### 3 認可・確認に関する役割分担

施設・事業		施設・事業	認可	確認
施設型給付	教育・保育施設	認定こども園	県	市
		幼稚園		
		保育所		
地域型保育給付	地域型保育事業	小規模保育	市	
		家庭的保育		
		事業所内保育		
		居宅訪問型保育		

※新制度施行の際は、すでにある認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業については確認があったものとみなされます。（みなし確認）

### 4 「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

条例を定めるにあたっては、府省令の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に添って定めることとされています。

○従うべき基準・・・市町村が条例を定める上で必ず適合しなければならない基準であり、これを下回ることはできないが、地域の実情に応じて、これを上回る内容を定めることは許容されるもの。

○参酌すべき基準・・・市町村が条例を定める上で参考にすべき基準であるが、十分に検討した結果であれば、地域の実情に応じて、これと異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 5 規則等で定める必要のある基準

### ○保育の必要性の認定基準

子ども・子育て支援新制度では、これまで保育所の入所判定と一体的に行っていた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは別に独立した手続として行います。これが「保育の必要性の認定」です。

認定にあたっては、

- ①「事由」（保護者の就労（※）、妊娠・出産、病気など）
- ②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分）

について、国が基準を定めます。

（※）就労の下限時間については、1か月あたり48～64時間の範囲で市が定めます。

### ■認定の区分

満3歳以上	保育不要	1号認定 (教育標準時間認定)	認定こども園・幼稚園
	保育必要	2号認定 (保育認定)	認定こども園・保育所
満3歳未満	保育不要	認定対象外	
	保育必要	3号認定 (保育認定)	